

広島県告示第百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ルーシア	広島市西区南観音四丁目一〇番一五―二〇一号	ヘルパーステーションつばさ	広島市西区南観音四丁目一〇番一五―二〇一号	訪問介護	平成二十二年二月一日	
合同会社アイビー	広島市中区羽衣町一番二五―二〇五号	アイビーケアセンター天満町	広島市西区天満町二番一三―三〇一号	訪問介護	平成二十二年二月一日	
J+S株式会社	広島市安佐北区深川七丁目一二番六号	訪問介護ステーションふくろう	広島市安佐北区深川七丁目一二番六号	訪問介護	平成二十二年二月一日	
株式会社押川	竹原市竹原町三六一六番地一	デイサービスわかば	竹原市竹原町三六一六番地一	通所介護	平成二十二年二月一日	
株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二一〇号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・広島南事業所	広島市南区段原山崎一丁目一番一〇一号	訪問介護	平成二十二年二月一日	